

《国内募集型企画旅行取引条件書》

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- ①この旅行は、株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティング（東京都港区芝 2 丁目 3 番 3 号・観光長官登録旅行業第 1796 号、以下「当社」といいます）が、企画・募集し、実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）といいます）を締結することになります。
- ②旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）によります。及び募集型企画旅行契約約款（以下「当社約款」といいます）等によります。また、この旅行条件所に定めのない事項は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社までご請求ください。当社旅行業約款はホームページ（<https://www.jatm.co.jp>）からもご覧になれます。
- ③当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- ①当社又は当社受託営業所（以下「当社等」といいます）にて必要事項をお申し出の上、パンフレット、ホームページに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金の額	お申込金の額（おひとり様）
6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
3万円未満	5,000円以上旅行代金まで
1万円未満	旅行代金の20%まで

- ②当社等は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社等が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 5 日以内にお申込内容を確認の上、申込書の提出と申込金のお支払いをいただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社等は、お申込みがなかったものとして取り扱います。
- ③旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項②により申込金を当社等が受領したときに、また郵便またはファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社等がお客様との旅行契約を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって成立させるときは、第 24 項③の定めにより契約が成立します。
- ④当社等は、団体・グループを構成する旅行社の代表者としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約者が有しているものとみなします。
- ⑤契約責任者は、当社等が定める日までに、構成者の名簿を当社等に提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- ⑥当社等は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、なんらの責任を負うもの

ではありません。

⑦当社等は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4. ウェイティングの取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下、「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- ①お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ち頂ける期間（以下「ウェイティング期間」といいます）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- ②当社は、本項①の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- ③旅行契約は、当社が本項②により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- ④当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- ⑤当社はウェイティング期間内で、当社が旅行契約の締結を承諾する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除するお申し出があった場合は、預かり金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

5. 申込条件・・・・・・・・・・・・・・・・

- ①お申込み時点で 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- ②ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ③お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ④お客様が当社等に対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ⑤お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社等の信用を毀損したり業務を妨害する等の行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ⑥健康を害している方、車椅子等の器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- ⑦前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況および必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- ⑧当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。またお客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- ⑨当社は、本項①②⑥⑦⑧の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、①②はお申込みの日から、⑥⑦⑧はお申し出の日から、

原則として 1 週間以内にご連絡いたします。

⑩お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

⑪お客様のご都合による別行動は原則として出来ません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

⑫お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

⑬その他、当社及び関連機関らの業務上の都合でご参加が難しいと判断する場合には、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面と最終旅行日程表(確定書面)のお渡し……………

①当社等は旅行契約時に、速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、パンフレット、ホームページ、当旅行条件書、申込書等により構成されます。

②本項①の契約書面を補完する書面として、当社等はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、商品により契約書面記載内容にて最終旅行日程表を兼ねる場合がございます。

7. 旅行代金のお支払い期日……………

①旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 21 日前当たる日（以下「基準日」といいます）よりも前にお支払いいただきます。

②基準日以降にお申込みされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日の当社等が指定する期日までにお支払いいただきます。

8. 旅行代金について……………

①参加されるお客様のうち、特に注釈の無い場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は、子ども代金となります。

②旅行代金は、各コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

③「旅行代金」は、第 3 項の「申込金」、第 15 項①の「取消料」、第 14 項③の「違約料」、及び第 24 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレット、ホームページにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金（又は基本代金）」として表示した金額プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

9. 旅行代金に含まれるもの……………

①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限りエコミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。

②添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。

③その他パンフレット、ホームページにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

※上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則払い戻しはいたしません。

10. 旅行代金に含まれないもの……………

前項①から③のほかは旅行代金に含まれません。その一部は以下に例示します。

①超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を越える分について）。

②空港施設使用料。（パンフレット、ホームページに明示したものを除きます。）

③クリーニング代、電報電話料その他の追加飲料等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料。

④ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。

⑤運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）

⑥自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

11. 追加代金

第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。

(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます)

- ①パンフレット、ホームページ等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル、部屋タイプ又はあらかじめ旅行代金に含まれているサービス(食事、レンタル等)のグレードアップのための追加代金。(現地施設への直接お支払い分を除きます。)
- ②「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- ③パンフレット、ホームページ等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- ④その他パンフレット、ホームページ等で「×××××クラス追加代金」「×××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に要する差額、アーリーチェックイン(ストレートチェックイン)追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット、ホームページ等に記載した場合の追加代金等)。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- ①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- ②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- ③旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- ④第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- ⑤当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット、ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行社の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 取消料(別表①参照)

- ①旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレット、ホームページ、契約書面等記載の取消料を、ご参加

のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

②当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

③旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

④お客様のご都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

16. 旅行開始前の解除・・・・・・・・・・・・

①お客様の解除権

(1) お客様はパンフレット、ホームページ、契約書面等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込店の営業時間内にお受けします。

(2) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項（旅程保証）の別表①左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りま。
- b. 第13項①に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d. 当社等がお客様に対し、第6項の②に記載の確定書面（最終旅行日程表）を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。又は、契約書面記載内容にて最終旅行日程表を兼ねる場合であって、利用する宿泊機関を明らかにするなど旅行サービス又は、その提供者を特定する旨約したにもかかわらず、これを特定しなかったとき。
- e. 当社等の責に帰すべき事由により、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

②当社等の解除権

(1) お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社等は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項①の(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、当社等は旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が当社等のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b. お客様が第5項の③から⑤までのいずれかに該当することが判明したとき。
- c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
- e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f. お客様の人数がパンフレット、ホームページに記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社等があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
- h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社等の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット、ホームページに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

(3) 当社等は本項②の(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項②の(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全

額を払い戻しいたします。

17. 旅行開始後の解除……………

①お客様の解除権

- (1) お客様のご都合により途中で離回された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由によりパンフレット、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除することができます。
- (3) 本項①の(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

②当社等の解除権

- (1) 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が第5項の③から⑤までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他のものによる当社の指示への違背、これらの者又は同行するほかの旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 解除の効果及び払い戻し

本項②の(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービスの提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

- (3) 本項②の(1)のa,dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- (4) 当社が本項②の(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向ってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、友好的な弁済がなされたものとします。

18. 旅行代金の払い戻し……………

①当社は、「第13項の②③⑤の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第15項から第17項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット、ホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

②本項①の規定は、第20項(当社の責任)又は第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

③お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払い戻しをお申し出ください。

④クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

19. 添乗員・・・・・・・・・・・・・・・・

①『添乗員同行』

表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

②『現地添乗員同行』

表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項①における添乗員の業務に準じます。

③『現地係員案内』

表示コースには、添乗員は同行いたしません、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

④個人型プランには、添乗員は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取りやめにする場合、取扱い販売店に連絡をお願いいたします。なお、取扱い販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、お客様ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供期間（ホテル、交通機関等）への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

⑤現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

20. 当社の責任・・・・・・・・・・・・・・・・

①当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させたものの故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

②お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①の責任を負いません。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (2) 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- (3) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (4) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- (5) 自由行動中の事故
- (6) 食中毒
- (7) 盗難
- (8) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、又はこれによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

③当社は、手荷物について生じた本項①の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

21. 特別補償・・・・・・・・・・・・・・・・

①当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対当たり10万円を上限、①募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）をお支払いいたします。

- ②本項①にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット、ホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- ③お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- ④当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払い機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金をお支払いいたしません。
- ⑤当社が本項①に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

22. お客様の責任・・・・・・・・・・・・・・・・

- ①お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- ④当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- ⑤クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

23. オプションツアー又は情報提供・・・・・・・・

- ①当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます）の第 21 項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット、ホームページ等で「企画者：当社」と明示します。
- ②オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレット、ホームページで明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第 21 項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。）。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- ③当社は、パンフレット、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第 21 項（特別補償）の規定は適用します（ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット、ホームページ又は確定書面に記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証（別表②参照）……………

①当社は、別表②に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の（1）（2）（3）で規定する変更を除きます。）は、第8項で定める「旅行代金」に別表②右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第20項①の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

（1）次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）。

ア：旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変

イ：戦乱

ウ：暴動

エ：官公署の命令

オ：欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ：延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ：旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

（2）第16項及び第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

（3）パンフレット、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

②本項①の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第8項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満である時は、当社は変更補償金を支払いません。

③当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払に替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

25. 通信契約による旅行条件……………

当社等は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

（受託旅行業者により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

①本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。

②申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社等に通知していただきます。

③通信契約による旅行契約は、当社等が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

④当社等は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット、ホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第15項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

⑤契約解除のお申し出があった場合、当社等は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は30日以内）をカード利用日として払い戻します。

⑥与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社等は通信契約を解除し、当社等が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は15項①の取消料と同額の違約料を申し受けます。

26. 国内旅行保険への加入について……………

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをおすすめします。国内旅行保険については、お申込みの販売員にお問合せください。

27. 個人情報の取り扱いについて……………

- ①当社等は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きが取れない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受けできないことがあります。取得した個人情報は募集広告及びご案内書面に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代表してご対応いたします。
- ②当社等は、前号により取得した個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、ならびに旅行先の土産物品店でのお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、前号より取得した個人情報および搭乗される航空便名に係る個人データを、運送・宿泊機関及び保険会社、土産物品店等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって利用いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。このほか、当社では、（1）当社等及び当社等の提携する企業や商品やサービス、キャンペーンのご案内（2）旅行参加後の意見やご感想のご提供のお願い（3）アンケートのお願い（4）特典サービスの提供（5）統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- ③当社等は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- ④当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等での斡旋サービス業務等において、本項①により取得した個人情報を取扱う業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- ⑤当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込みの簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ企業については、株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティングのホームページ（<https://www.jatm.co.jp>）をご参照ください。

28. 旅行条件・旅行代金の基準……………

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット、ホームページ、契約書面等に明示した費となります。

29. その他……………

- ①お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- ②お客様のご便宜をはかるため土産物品店のご案内がありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

- ③お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に係る旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- ④現地旅行会社当社が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- ⑤旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面（最終旅行日程表等）でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- ⑥ご集合時間は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- ⑦事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求に応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償には応じられません。
- ⑧当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ⑨当社等の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第 20 項①及び第 24 項②の責任は負いません。
- ⑩手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。
- ⑪「旅行日程」「旅行サービスの内容」「旅行代金」「申込金の額」「添乗員同項の有無」「最少催行人員」「旅行業務取扱管理者の氏名」等は、パンフレット、ホームページ等の募集広告及びご案内書面等でご確認ください。
- ※旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

この旅行条件書は 2020 年 6 月の基準に基づきます。

《募集型企画旅行約款について》

この旅行条件書にない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求下さい。当社旅行業約款は当社ホームページ（<http://www.jatm.co.jp>）からもご覧になれます。

《総合旅行業務取扱管理者に関して》

東京本社：田口 健太郎

大阪支店：成川 知保

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、取扱管理者にお問い合わせ下さい。

別表①国内旅行に係る取消料

区分		取消料
(一) 次項以外の募集型企画旅行契約		
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行の場合は十日目）に当たる日以降に解除する場合（口からホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ	旅行開始日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考（一）取消料の金額は、契約書面に明示します。		
（二）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始したとき」以降をいいます。		

別表②変更補償金（第二十九条第一項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率（%）	
		旅行開始前	旅行開始後
一	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
四	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
九	全各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。